第5期 中野区障害者自立支援協議会議事要録

部会名	自立支援協議会(全体会)		回 数	第5回
日時	2017年3月8日(水)	13時	30分 ~ 15時30分	
会 場 中野区役所 7 階 第 10 会議室				
検討内容				

◆会長あいさつ

2月22日に第84回社会保障審議会が開催された。今後の精神保健福祉のあり方、地域包括ケアシステム強化を含めた介護保険法の一部改正案、障害者総合支援法の対象難病の見直し、地域の自主性、自立性向上のための改革推進関連法案、意思決定支援ガイドライン案と多岐にわたって議論された。社会福祉の大改革が本格的に始まった感じを受ける。当協議会でも当事者への影響に十分に注意しなくてはならないと考えている。

1 相談支援機関会議報告

- ◆第33回(12月21日開催)事例総数26件
 - 夜間、休日等に緊急対応したケースについて
 - → 夜間、休日等に緊急対応したケースについては報告書を様式化し、各相談支援機関への情報共有を 図っていきたい。
 - →緊急対応のガイドラインの作成を検討していきたい。

《意見交換要旨》

・いくつかの事例で自立支援協議会を通して、緊急時を受け止める体制のあり方と、その後の生活再建をしていく流れについての見通しを、関係機関が自分の事として捉えられるような対応をしてほしい。

2 相談支援部会報告

- ◆発達障害の学習会についての意見交換等
 - テーマ「学校と地域の連携について」
 - ・講師:中野特別支援学校コーディネーター、星井氏。

【意見交換の内容】

- ① 発達障害の方にどのように接するか、どのように伝えるのかという体験談
- ② 統合失調症と発達障害の違いと対応方法の違いについて
- ③ 発達障害の方の就労に関する理解の必要性、環境設定、環境調整の必要性について
- ◆特別支援学校・就労支援施設等の連携事業の事業紹介(中野区障害者福祉事業団) 在学中から生徒の授業等様子を見学したり学校との連携を図り、就労を希望する生徒への支援を行っていく。

《意見交換要旨》

- 統合失調症と発達障害の支援方法の違いについて詳しく知りたい。
- →発達障害は意思疎通をわかりやすく具体化する必要がある。統合失調症は、発達障害が原因で二次 障害としてなることがある。主診断と合わせて副診断まで視野に入れた支援が必要となってくる。
- →子育て支援法に伴って発達支援センターの設置が義務化される。制度の変更に合わせてフォローで きる視点を持つべきである。

3 地域生活支援部会報告

- ◆大家さん向けセミナー、3 部会合同セミナー、GH 見学会等の報告について
- 1月の部会では12月に行われた大家さん向けセミナーの振り返りを行った。前年度に比べると不動産関係の方の参加が増えた。

2月の部会では3部会合同セミナーの振り返りと事例報告及び検討が行われた。緊急時、主介護者が体調を崩した場合の対応について意見交換を行った。また、大家さん向けセミナー開催時に案内した GH 見学会を行った。

◆今後の予定について

3月に世話人さん情報交換会を開催する(カサデオリーバ)

4 就労支援部会報告

- ◆来年度のスケジュールについて
 - ① 来年度は就労支援部会で勉強会を開催する予定。
 - ② 特別支援学校と就労支援事業所との連携事業が始まり、区内 B 型事業所にアンケートを行い、各事業所の傾向が見えてきた。就労移行支援事業所の傾向を把握する為に意見交換会等実施する予定となった。
 - ③ 部会参加者は区内の就労支援事業所の職員が大半を占めている。企業の方にも参加いただき、意見交換ができるとよい。
 - ④ 障害福祉計画作成の年に当たるため、来年度は部会から就労について提言、提案ができるとよい。 ※就労継続支援 B 型事業所向けのアンケートを行った。特別支援学校との連携、各事業所間の連携を 図り、事業展開に活かすこととした。

《意見交換要旨》

- ・特別支援学校の立場から特別支援学校・就労支援施設等連携事業をどう見えているのか。
- →特別支援学校・就労支援施設等連携事業について、特別支援学校では各学年に進路指導担当を配置 している。生徒が在学している早い時期から連携を図ることができ、とてもありがたい。

5 居宅系事業者連絡会報告

◆精神障害の方の理解に関する研修会について

1月19日に開催した研修会のテーマは「精神障害のある方への接し方」とした。講師は NPO 法人リトルポケット代表の松田氏、障害福祉分野の河村氏、子ども家庭センターの富高氏。20事業所、30名の参加があった。

3月16日に第2回連絡会を開催する。グループ討議でテーマを特に設けず日頃の業務で悩んでいること等を話し合い、各事業所の連携が深められるとよいと思う。

《意見交換要旨》

・精神障害とはどんな障害なのか理解されていない方は意外と多いため、学べる機会を多く作ってい く必要がある。

6 施設系事業者連絡会報告

◆ストレスマネジメントの研修会について

1月23日に立正大学心理学部教授の米田弘枝氏をお招きし、ストレスマネジメント「福祉職場で起きやすいストレスとその対処」をテーマとして研修会を開催した。社会福祉の仕事は業務遂行に自己の感情を管理することが要求される賃金と引き換えの感情労働である。共感疲労、援助症候群に陥りやすくリスクを抱えながら仕事をしているとの話があった。疲労を軽減する為のリラクセーションとして呼吸法等セルフケアを学んだ。

7 報告事項

(1) 障害者差別に係る事例の共有の実施について

第4回全体会で提案させていただいた障害当事者が経験した差別に関する事例、法人・事業所に寄せられた相談事例や取組みについて報告する。

- ◆当事者・家族団体の合理的配慮の提供を受けた事例、不当な差別的取扱いを受けた事例の共有
 - ① 区内特別支援学校に通う児童生徒等が合理的配慮を受けた例
 - ・授業中に集中できず気が散ってしまう児童生徒の席を前の方の席に配置してくれた。
 - ・繰り返しやりたいプリントを、時と場合、気持ちに配慮しながらやらせてくれ、やる気にさせてくれる。
 - 病院の待合室等で待ちきれない時に、違う場所で待ち、順番が来たら電話で教えてくれた。
 - ・飲食店内で大きな声を出してしまう為に店内の奥の席を用意していただいた。
 - 飲食店のメニューを写真付きのものに替えていただいた。

《意見交換要旨》

- ・合理的配慮を受けることができなかった場合にどこに発信すれば良いのか。
- →不当な扱いを受けた時に発信する場を作り、合理的配慮に向けた見通しを共有するべきである。
- →この合理的配慮の好事例を拾い上げるだけでは広がっていかない。今後、公的な立場からどのよう に発信していくのかという見通しを共有しながら進めていくのがよいと思う。
- ・9月に京王バスの練馬行きのバス停の場所が変わった。バス停が変わるのは大きな変化であり、知 的障害者にとっては対応が難しいため、保護者等にも分るように区からも分りやすく公表して欲しい。 知的障害の方に限らず高齢者にも誰にでもわかりやすいよう案内することが求められると思う。
- ・書くことが苦手な児童生徒に対して板書したものを写すのではなく、写真を撮りプリントアウトして提供する学校も増えてきている。
- ② 短期入所施設不足解消と区内北部の歩道について
- ・知的の GH に比べて身体の GH が少ない。医療的ケアを伴う重度の方の GH の事業主が決まっていない。
- →GH が不足しているということについては既に要望をいただいている。重度の方を対象とした GH の事業主は再公募を検討している。
- 区内北部の歩道は狭く、バスの乗降にも支障が出ている。
- →歩道の狭さ等行政の対応が待たれる。バス停の問題、バスの乗降については直接バス会社に要求すると良いのではないか。

(様式1)

- ③ 区が行った差別解消法についての意見交換会で出された事案
- ・ 視覚障害の方に向けて点字資料を用意したが墨字資料とページ数や項目が異なりそのページを即座 に開くことができなかった。点字資料の何ページ、何番の項目と詳しく説明することが求められる。
- 郵便物は墨字のものが多く理解しにくい。メール等用いてデータを提供するようにして欲しい。
- ④ その他差別的な事案について
- ・クレジットカード会社の本人確認が電話でしか扱われず、聴覚障害のある方には不便なことがある。 他者に手伝ってもらうとなると本人確認にはならない、ファックスでの対応も認められないという。 クレジットカード会社に直接行かなくてはならない状況がある。
- →クレジットカード会社の場合、代理者による本人確認は認められず差別的な対応ではなく、合理的 配慮を求めたいものである。
- →本来、聴覚障害の方に対応したマニュアルがあると思われるが、柔軟な対応を望むところである。
- 都営バスの運転士の後方に文字の書けるボードがある。他のバスにはないのか。
- →他のバスにもあるが、手の届くところではなく足元にあり使うことができない。
- →建設的対話で解消するのではないか。個人の要望は受入れにくいかもしれない。団体を通して運動 につなげていくと良いのではないか。
- (2) 平成 28 年度活動報告書及び平成 29 年度の日程について

平成 28 年度活動報告書は、対象期間を平成 28 年 7 月から平成 29 年 5 月として各部会、連絡会から事務局を通して提出していただきたい。また、平成 29 年度の日程をご確認いただきたい。

- ・活動報告書は5月の全体会で報告するのか。
- →各部会、連絡会から 6 月までに報告があがる予定のため、7 月の全体会で報告する。

9 その他

- ◆精神保健福祉法改正案について
 - ・相模原市で起きた事件を受けた形になっているように見受けられる。相談支援となっていた部分が 相談指導と変わっている。指導する側とされる側の関係が生じることは避けなければならない。
 - →社会復帰を目指している方々が常に監視されるといった問題になる。用語ひとつで考え方が一変する。障害福祉としてどのような問題があると問題提起していく必要がある。

備 考 次回日程 5月17日(水)13:30~ 中野区役所7階 第10会議室